市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託 プロポーザル実施要領

令和4年12月2日 市立釧路総合病院

1 プロポーザル実施要領の位置づけ

この要領は、市立釧路総合病院院内保育所(以下「保育所」という。)において、安全で効率的な保育所の運営を目指すため、専門知識・経験・実績を有し、当該業務を円滑かつ効率的に遂行できる事業者をプロポーザル方式により募集及び選定することについて定めるものである。

プロポーザル実施要領は、以下により構成される。

- (1) プロポーザル実施要領
- (2) 添付資料

別添資料 1 市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託仕様書

別添資料2 市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託提案様式集

プロポーザル実施要領等の全ての資料は、このプロポーザルに参加する者が提出書類を作成する上での前提となる。

2 プロポーザルに付する事項

- (1)業務名 市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託
- (2)業務概要 事業者は、市立釧路総合病院において、別に定める業務委託仕様書 に基づいた保育所運営業務を行う。
- (3) 契約期間 2023年(令和5年)4月1日から2028年(令和10年)3月31日まで
- (4) 契約上限額 401,150,000 円 (消費税及び地方消費税を含まない)

※支払時期については毎月、翌月末払とする。

3 スケジュール

実施事項	日程
プロポーザル公告及び実施要領等の交付 ※ホームページに全て掲載	令和4年12月19日(月)
プロポーザル参加申請書等提出期限	令和4年12月28日(水)16時30分まで
プロポーザル実施要領等に関する質問の提出期限	令和5年1月13日(金)16時30分まで
プロポーザル実施要領等に関する質問に対する回答	令和5年1月16日(月)
プロポーザル提案書等提出期限	令和5年1月25日(水)16時30分まで
ヒアリング審査	令和5年1月31日(火)
審査結果通知予定	令和5年2月7日(火)

※ プロポーザル参加申請、提案書等提出は、平日の午前9時から午後4時30分の間とする。また、当 院を訪問する場合には、事前に後記12(2)あて連絡し、アポイントメントを取ること。

4 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による。

事業者の選定は、公募に応じた参加者から提出された提案内容及びそのヒアリング 審査により、その適性を総合的に判断し、当該業務を実施する事業者を決定する。

5 プロポーザル参加資格

プロポーザル方式に参加しようとする者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。

- (1) 釧路市内に本社、支店、営業所(法人登記していること)または事業所を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立がなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後または再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (4) 釧路市暴力団排除条例(平成24年釧路市条例第33号)第2条に規定する暴力団、 暴力団員及び暴力団関係事業者でないこと。
- (5) 公告の日から受託者特定の日までの間に、釧路市長から指名停止等措置を受けていないこと。
- (6) 市立釧路総合病院(以下「当院」という。) が指定する期日から「市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託仕様書」に基づき、釧路市千歳町5番1号に設置している保育所において、保育所運営業務を行うことができること。(第一交渉権者決定後から本事業に関する準備を開始し、当院が指定する期日より本事業に係るサービス提供が可能な体制を構築すること。)
- (7) 入所定員が50人以上の認可または認可外保育所若しくは認定こども園の運営実績(運営業務の受託実績を含む)を3年以上有すること。

6 プロポーザル参加申請書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加申請書及び関係資料を提出 しなければならない。

- (1) 提出期間 前記3による。
- (2) 提出場所 後記12(2)とする。

- (3) 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。) (ただし、郵送の場合は提出期日必着のこと)
- (4) 提出書類 ア プロポーザル参加申請書 (様式1)

イ 誓約書(様式2)

ウ 前記5(1)の要件を満たすことを証明する書類

- 7 プロポーザル説明会等 プロポーザル説明会は行わない。
- 8 プロポーザル実施要領等に関する質問

プロポーザル実施要領等に対する質問がある場合は、所定の様式を用い、電子メールに添付して後記12(2)あてに送信すること。なお、質問書を電子メールで送信した場合における着信確認は、提出者が行うこと。

- (1) 提出期間 前記3による。
- (2) 質問資格 プロポーザル参加申請書提出者からの質問のみ受け付ける。
- (3) 質問の様式 様式3を用いること。
- (4)回答 実施要領等に関する質問に対する回答は、質問者が様式3に記載した担当者あてに、電子メールにファイル添付して行う。全ての質疑に対する回答はプロポーザル参加者すべてに通知する。なお、本回答はプロポーザル実施要領等のすべての資料と同様の効力を持つ。
- 9 プロポーザル提案書等の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、「別添資料1 市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託仕様書」に従い、プロポーザル提案書及び関係資料を提出しなければならない。

- (1) 提出期間 前記3による。
- (2) 提出場所 後記12(2)とする。
- (3) 提出部数 正本1部、副本7部とする。
 - ※ 詳細は「別添資料 2 市立釧路総合病院院内保育所運営業務委託提案様式集」 による。
- 10 ヒアリング審査の実施

プロポーザル提案書等の提出を踏まえ、後述の「市立釧路総合病院院内保育所運営

業務委託業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において、参加者に対するヒアリング審査を以下のとおりに行う。

- (1) 実施日時 前記3による。なお、審査開始時刻は別途、当院より通知する。
- (2) 実施場所 別途指定する。
- (3) 実施内容 ヒアリングで求める内容は、提案書に関する説明のほか、当院からの質疑に対する回答とする。審査時間は1事業者当たり30分(説明時間20分、質疑応答10分)とする。
- (4) 参加者数 各参加事業者 4 名以内の参加とする。
- (5) その他 ヒアリング審査で、パソコン等を使用したプレゼンテーションを 行う場合には、後記12(2)の担当者へ連絡し、機器使用等につい ての調整を行うこと。

なお、当日の機器等の設定に要する時間はヒアリング審査の時間 に含まないものとする。

11 第一交渉権者の選定

- (1) 本事業の候補者を選定するにあたり、提案書及びヒアリング内容の審査及び評価 を行うため、選定委員会を設置する。
- (2) 選定委員会において、提案書及びヒアリング内容について公平かつ客観的に審査を行い、評価項目に対する総得点の最も高い参加者を第一交渉権者とする。
- (3) 第一交渉権者として選定された者と、保育所運営業務委託に係る契約締結の交渉 を進める。ただし、その者が入札参加停止措置を受けることになった場合や、辞 退その他の理由から当業務の実施が不可能となった場合には、次点者と交渉を行 うものとする。
- (4) 次に掲げる事項のいずれかに該当するプロポーザルは、無効とする。
 - ア プロポーザルについて不正の行為があったとき
 - イ 虚偽の申請を行った者
 - ウ プロポーザルに関する条件に違反した者
- (5) 審査結果の通知

審査結果は、すべての参加者に書面により通知する。

(6) 参加者の提案書等の公表

すべての参加者の提案書等は公表しない。

12 その他

(1) 費用負担・提出書類の取扱い

このプロポーザル実施要領に定めた資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類または資料は返却しない。

(2) 本業務の担当部署及び連絡先

〒085-0822 北海道釧路市春湖台1番12号 市立釧路総合病院 事務部 総務課 総務担当 上野 電話 0154-41-6121 (代表) 内線1112 FAX番号 0154-41-4080

電子メール hp-soumu@city.kushiro.lg.jp